

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第六百九号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定に基づき、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定したので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇告示

目 次

- 収入証紙小売さばき人の指定
- 収入証紙小売さばき人の指定の取消し
- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 国民健康保険法により登録があつたものとみなされる国民健康保険医等
- 結核予防法による医療機関の指定
- 保安林の指定の解除
- 公有水面の埋立ての免許
- 土地の公用廃止

指定番号

氏 名

住 所

所 在 地

所 在 地

所 在 地

指定年月日

三二五

地方職員共済組合鳥取県支部長
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県庁内
共済組合売店

昭三八、一一、二〇

鳥取県告示第六百十号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定による収入証紙小売さばき人の指定を次のとおり取り消したので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定番号及び指定年月日 氏 名 住 所 売さばき場所 取消し年月日

昭三〇、一〇、二五 鳥取県職員組合本庁支部 鳥取市東町一丁目 鳥取県職員組合 昭三八、一一、二〇
代表者 杉 川 勝 規 二二〇番地 本庁支部売店

鳥取県告示第六百一十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
常松 久晃 鳥取市栗谷町 安引方 鳥医一、〇一七 昭和三十八年十一月十五日
榎田源次郎 古市 鳥取市立病院内 〇一、〇一六 〇一、〇一六 十二日

鳥取県告示第六百一十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	開設者氏名	管理者氏名	診 療 科 名	指 定 の 記 号 番 号	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表	備 考
大津 医院	倉吉市福吉町一、三、八、九、五	大津 鎮雄	同 上	内科、小児科	倉医五七	三八、二六	乙	新規指定
竹田 医院	鳥取市本町二丁目九	竹田(有) 医院	竹田 賢夫	内科	取医六五	一〇、一	〃	再指定
北垣胃腸科病院	〇〃 庖丁人町二	北垣 倫夫	同 上	胃腸科、外科、内科、小児科、呼吸器科、皮膚泌尿器科	〃 二六	〃	〃	〃
渡辺 病院	三〇〃 東町三丁目	渡辺 元	〃	精神科、神経科	〃 三七	〃	甲	〃
厚生会森脇病院	米子市加茂町	厚生会 森脇 忠勇	〃	内科、小児科	米医三五	〃	乙	〃
米子医療生協	〃 角盤町二丁目二	米子医療生協 活協同組合	川西 基次	内科、放射線科	〃 三一	〃	〃	〃
医療法人 育成会高島病院	〃 西町六	医療法人 育成会	高島 義頭	外科、整形外科、皮膚泌尿器科、肛門科、理学療法科、内科	〃 五二	〃	甲	〃
北 岡 病 院	〇三〃 倉吉市明治町一、三	合資会社 北岡病院	北岡 義尊	内科、外科、整形外科、皮膚泌尿器科	倉医二〇	〃	乙	〃

鳥取県告示第六百十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年十一月二十六日 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録記号番号	氏 名	登録年月日
鳥国医 九九六	入江 正昭	昭和三八、八、一六
鳥国業 一四六	武安美保子	八、一五
鳥国医 九九七	井上 照雄	八、二三
九九八	大橋 清作	八、二五
一、〇〇一	北尾 学	八、二五
一、〇〇二	中島 洋一	八、二五
一、〇〇三	上杉 卓	八、二五
一、〇〇六	江沢 英光	九、一七

鳥国業 一四七	山本 正二	九、一四
鳥国医一、〇〇七	徳原 正洋	九、二一
一、〇一〇	石飛 誠一	一〇、八

鳥取県告示第六百十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月二十六日 鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和三十八年十一月一日	桐谷医院	東伯郡赤碕町大字	桐谷 信雄
	赤碕一	三五八	桐谷 信雄
	岡田	東伯町丸尾	岡田 俊郎
	木谷		徳万 木谷 英

鳥取県告示第六百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十八年十一月二十六日 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町字大寺屋北方二、八四〇の四(「次の図」に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
鳥取市立養老施設敷地とするため
(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の

規定に基づき、昭和三十八年十一月十六日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月二十六日 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 埋立の免許を受けた者
鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 二 埋立の場所及びその面積
東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ本 五ノ二
五ノ二
五ノ四 五ノ四番地先 六ノ一
六ノ一
六ノ三
- 三 埋立の目的
の東郷池水面八一〇平方メートル(関係図面は、土木部管理課に保存)
- 四 埋立工事の期間
道路敷地造成のため
昭和三十八年十一月 十六日から
昭和三十九年 三月三十一日まで

鳥取県告示第六百十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、昭和三十八年十一月十六日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

東伯郡羽合町大字久留

羽合町長 秋 田 義 治

二 埋立の場所及びその面積

東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ本

三ノ四
番地先

の東郷池水面六一七、六平方メートル(関係国面は、土木部管理課に保存)

三 埋立の目的

町道敷地造成のため

四 埋立工事の期間

昭和三十八年十一月 十六日から
昭和三十八年 三月三十一日まで

鳥取県告示第六百十八号

次の土地は、昭和三十八年十一月二十六日から公用を廃止した。

昭和三十八年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取市湖山町字三島田

三島田
九三三
九三四
九三五
ノノノ
地先 水路敷 五三坪
九合九勺

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
一部月極二五〇円(送料共)